

代 理 人 の 有 無

地縁による団体の名称

代表者名

(1) 有 (代理人)
氏名

住所

(2) 無

※この場合の「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人および第260条の10の特別代理人のことを指します。
特に該当ない場合は無に○をつけてください。

◇地方自治法

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。